理容所・美容所開設届について

高松市保健所生活衛生課　環境衛生係
〒760-0074　高松市桜町１丁目 10-27
TEL 087-839-2865／FAX 087-839-2879

開設届は黒のボールペン等消えないものではっきりと記入し、申請に必要な書類等を添えて、営業開始予定日の２週間前までに提出してください。

届出受理後、開設前に施設の確認検査を行います。特に不備が認められない場合、確認検査から概ね５営業日程度で開設確認証を交付します。

開設確認の翌月には、「オープンデータたかまつ」に施設名、施設所在地、開設者氏名、開設者住所（法人のみ）、開設確認番号、確認年月日を掲載いたしますので御了承ください。

【届出に必要な書類等】

①手数料　１６，０００円（現金・キャッシュレス決済〈PayPay 又はクレジットカード〉）

※手数料は返還できません。また、キャッシュレス決済の場合は領収書が発行できません。

②理容所・美容所開設届

③施設の構造及び設備の概要を明らかにする図面　※裏面【構造設備を明らかにする図面の書き方】参照

④施設付近の見取図（同一フロア内に他の施設がある場合、フロア内での位置を示すこと。）

⑤理容師・美容師免許証（写し）（従事する理・美容師全員）

⑥医師の診断書（結核、皮膚疾患、その他伝染性疾患に罹患していない旨　従事する理・美容師全員）

（従事する理容師・美容師が２名以上いる場合）

⑦管理理容師・管理美容師修了証（写し）

（届出者が法人である場合）

⑧登記事項証明書（原本）

（届出者が外国人である場合）

⑨住民票の写し（住民基本台帳法第３０条の４５に規定する国籍等を記載したものに限る。）

【開設届の記載方法】

記　載　欄			記　載　方　法　等
１		開設者（届出者） 住所・氏名	個人の場合は住民票のとおり記入すること。 法人の場合は登記事項証明書のとおり法人名、所在地、代表者名を記入すること。
２		理容所・美容所の 所在地	住居表示に基づき住居番号まで記入すること。また、ビルの場合は、ビル名と階数を記入すること。
３		管理理・美容師	従事する理・美容師が２名以上の場合、記入すること。
４		従業者	管理理・美容師を除く、全ての従業者（理・美容師及び補助者）を記入すること。
５	構造設備	①作業場の床面積 （施術を行う場所）	セット椅子２台までは 9.9 ㎡以上、セット椅子が１台増えるごとに 3.3 ㎡を加えた広さ以上とすること（内法で算定）。便所、休憩室等は面積から除く。
		②理・美容用椅子の数	まつ毛エクステ等の施術ベッドもセット椅子数に含めること。
		③作業場以外との区画	他施設（居室等）とは壁、ドア、引き戸等で区画すること。
		④洗い場の流水装置	器具等を洗浄するための流水装置を設置すること。便所手洗い設備との兼用不可
		⑤洗髪のための 流水式の設備	洗髪のための流水装置を設置すること。 ただし、頭髪に係る作業を行わない場合はこの限りでない。
		⑥頭髪に係る作業	無い場合は、営業形態を記入すること。
		⑦床・腰板の材質	コンクリート、タイル、リノリューム、板等の不浸透性材料とすること。
		⑧採光及び照明	直接作業を行う作業面の照度は１００ルクス以上とすること。
		⑨汚物箱・毛髪箱	汚物箱及び毛髪箱は、蓋付きのものを各１個以上用意すること。

（２ページ目へ続く）

6	消毒設備	① 消毒器等の種類及び数	理・美容師法施行規則第２５条に規定された消毒方法で行うこと。 （消毒方法及び消毒薬については、【消毒方法について】を参照）
		②器具等収納容器（消毒済・未消毒）	未消毒器具、消毒済器具を区分して保管できる容器で、それぞれ未消毒・消毒済と明記すること。
7		同一場所での理容所・美容所の開設	施術する**従業員全員**が、理容師及び美容師の**両方の資格を有している**場合、同一場所で**理容所と美容所を重複して開設することができます。** 重複開設する場合は、有に〇を記入し、同時開設する理容（美容）所名称及び開設（確認又は予定）年月日を記入すること。 重複開設しない場合は、無に〇を記入すること。

【構造及び設備を明らかにする図面の書き方】

・ビルのテナントや、住宅の一画などの場合は、他の営業施設や住居部分との区画を明確に記載してください。

・セット椅子、洗い場などの配置を記載してください。

・可能であれば理(美)容を行う場所などの寸法（床部分の内寸）を測定して記載してください。

（以下記入例：自宅の一部を理(美)容所として利用する場合）

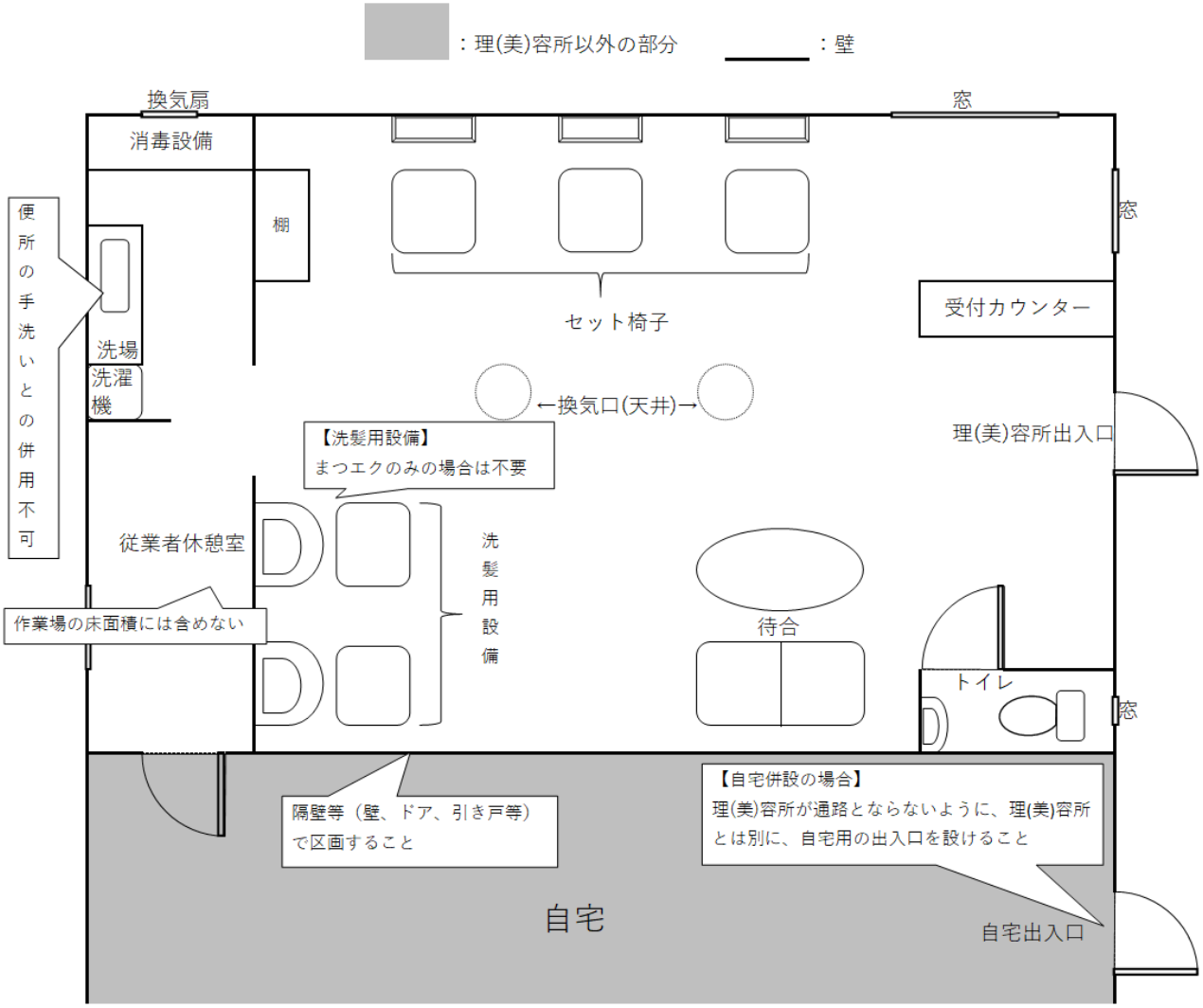

【消毒方法について】

理容師法第９条第２号・美容師法第８条第２号により、皮膚に触れる布片は、お客様ごとに取り換え、皮膚に接する器具（クリッパー、はさみ、くし、刷毛、ふけ取り、かみそり、その他の皮膚に直接接触して用いられる器具）は、お客様１人ごとに消毒するよう定められています。

理・美容師法施行規則第２５条により定められている消毒方法は、以下のとおりです。

１　かみそり（カット専用を除く。）、血液が付着しているもの又はその疑いのあるもの

消 毒 方 法	濃 度 等	時　間
煮沸消毒	－	沸騰後２分間以上
エタノール水溶液	76.9～81.4%	10 分間以上浸す
次亜塩素酸ナトリウム	0.1%以上	10 分間以上浸す

２　１以外の器具

消 毒 方 法	濃 度 等	時　間
紫外線消毒	1㎠当たり 85 マイクロワット以上	20 分間以上の照射
煮沸消毒	－	沸騰後２分以上
蒸気消毒	80℃以上	10 分間以上
エタノール水溶液	76.9～81.4%	10 分間以上浸す 綿・ガーゼに含ませて表面を拭く
次亜塩素酸ナトリウム	0.01%以上	10 分以上浸す
逆性石けん	0.1%以上	10 分以上浸す
グルコン酸クロルヘキシジン	0.05%以上	10 分以上浸す
両性界面活性剤	0.1%以上	10 分以上浸す

理容師・美容師の免許、管理理・美容師の修了証について

免許（新規、名簿訂正・書換え、再交付等）、管理理・美容師（講習会受講、修了証の書換え、再交付等）に係る申請は、「公益財団法人理容師美容師試験研修センター」となります。

公益財団法人理容師美容師試験研修センター

〒１５１-８６０２　東京都渋谷区笹塚２－１－６　ＪＭＦビル笹塚０１（８Ｆ）

電話：【講習会受講について】０３－５５７９－６１１５

【免許関係について】　０３―５５７９－６８７８

ＨＰ：http://www.rbc.or.jp